

議案第11号

沼田市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

沼田市行政財産使用料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月27日提出

沼田市長 横山公一

沼田市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

沼田市行政財産使用料条例（昭和54年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（使用料の額）

第3条 前条の使用料の額は、次に定めるところによる。

- (1) 市庁舎を使用する場合 別表第1に定める額
- (2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者が電柱（支柱、支線、支線柱等を含む。）等を設置する目的で使用する場合 別表第2に定める額
- (3) 前号に掲げるもの以外で沼田市道路占用料徴収条例（昭和37年条例第2号）別表に掲げるものを使用する場合 同表に掲げる額
- (4) 前3号に掲げるもの以外の用途で使用する場合 使用の様態を勘案して市長が定める額

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

使用の区分	使用料（年額）
電気通信事業及び電気事業のため土地を使用させる場合	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の沼田市行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。